

平成25年5月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 下郷 裕之

平成24年(ワ)第242号 貸金等請求事件

口頭弁論終結日 平成25年4月19日

判 決

山口県 [redacted]

原 告

同訴訟代理人弁護士

[redacted]

山 崎 照 夫

山口県 [redacted]

被 告

有限会社 [redacted]

(以下「被告会社」という。)

同代表者代表取締役

[redacted]

山口県 [redacted]

被 告

Y1

[redacted]

(以下「被告 [redacted]」という。)

山口県 [redacted]

被 告

Y2

[redacted]

(以下「被告 [redacted]」という。)

同三名訴訟代理人弁護士

田 邊 一 隆

主 文

Y1

Y2

1 被告会社、被告 [redacted]^{Y1}及び被告 [redacted]^{Y2}は、原告に対し、連帯して4万4676円及びこれに対する平成24年4月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告会社及び被告 [redacted]^{Y1}は、原告に対し、連帯して130万円及びこれに対する平成24年1月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 原告のその余の請求を棄却する。

4 訴訟費用は、これを5分し、その1を原告の負担とし、その余を被告らの負担とする。

5 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告らは、原告に対し、連帯して170万円及びこれに対する平成24年1月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告会社に対し貸金及び遅延損害金の支払を、その余の被告らに対し連帯保証債務の履行を求めた事案である。

1 争いのない事実

(1) 原告は、平成22年8月16日、被告会社に対し、弁済期を平成23年4月30日と定めて、100万円を貸し付け、被告^{Y1}及び被告^{Y2}がこれを連帯保証した（以下「第1貸付」という。）。

(2) その後、第1貸付の弁済期は平成23年12月31日に伸長された。

(3) 原告は、平成23年3月10日、被告会社に対し、弁済期を同年12月31日と定めて、130万円を貸し付け、被告^{Y1}がこれを連帯保証した（以下「第2貸付」という。）。

(4) 被告会社は、原告に対し、平成24年1月23日に30万円、同年2月15日に10万円、同年3月15日に10万円、同年4月16日に10万円の合計60万円を弁済した。

2 争点に関する当事者の主張

(1) 第1貸付に対する弁済額について

ア 被告らの主張（抗弁）

被告会社は、前記争いのない事実(4)記載の合計60万円以外に、別紙計算書記載のとおり、原告に対し、平成23年4月11日に20万円、同月15日に8万円、同月28日に4万円、同年5月10日に2万円、同月16日に2万円の合計36万円を弁済した。これらのうち、最初の20万円以外は、いずれも、第1貸付100万円に対する「利息」として原告から要求され、原告に支払ったものであるが、第1貸付に利息の定めはないことから、元金に充当する。

したがって、上記36万円を第1貸付の元金100万円に充当し、弁済期である平成23年12月31日以降に弁済がなされた上記60万円については、残債務の元金額に対する民法所定の年5分の割合による遅延損害金に先に充当して計算すると、別紙計算書記載のとおり、被告会社の原告に対する第1貸付の残債務の元金額は、平成24年4月16日の時点で4万4676円にすぎない。

イ 原告の主張

(ア) 被告ら主張の被告会社の弁済額のうち、前記争いのない事実(4)記載の合計60万円以外の合計36万円については、全て否認する。

上記36万円は、第1貸付及び第2貸付とは全く別口の貸付に対する弁済であって、このことは、被告会社作成の念書（甲6）の記載からも明らかである。

(イ) 以上より、第1貸付100万円及び第2貸付130万円の弁済期はいずれも同じであるところ、合計230万円の元金に、原告が認める弁済受領額である上記60万円を充当すると、残元金170万円となるから、原告は、被告会社に対し消費貸借契約に基づき、その余の被告らに対し連帯保証契約に基づき、連帯して、貸金残元金170万円及びこれに対する弁済期の翌日である平成24年1月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(2) 第2貸付についての被告^{Y2}の連帯保証の成否について

ア 原告の主張

原告は、被告^{Y2}に対し、第1貸付と同様に、第2貸付についての連帯保証債務の履行を求める。

イ 被告らの主張

第2貸付において、被告^{Y2}が、原告との間で連帯保証契約を締結したことはなく、被告^{Y2}が連帯保証債務を負うことはない。

第3 争点に対する判断

1 第1貸付に対する弁済額について

(1) 証拠（乙2，4）によれば、被告会社が、原告に対し、被告^{Y1}名義の普通預金口座から原告への振込送金を行う方法により、平成23年4月11日に20万円、同月15日に8万円、同月28日に4万円、同年5月10日に2万円、同月16日に2万円の合計36万円を支払い、これにより、第1貸付に対する弁済を行っていることが認められる。

これに対し、原告は、上記36万円は、第1貸付及び第2貸付とは別口の貸付に対する弁済である旨を主張するが、別口の貸付についての具体的な主張立証がなされておらず、原告の上記主張を採用することはできない。

また、原告は、被告会社作成名義の平成23年12月28日付け念書（甲6）において、230万円の分割弁済を約している旨が記載されていることをもって、それ以前に支払われている上記36万円は、別口の貸付に対する弁済である旨を主張する。しかし、原告主張のように、第1貸付及び第2貸付以外に別口の貸付が存在するのであれば、そもそも、上記230万円が第1貸付及び第2貸付の合計額を指すのかは不明であるし、仮に、第1貸付及び第2貸付の合計額を指すとしても、原告が上記36万円を利息として受領していたのであれば矛盾はせず、いずれにしても、原告

の上記主張を採用することはできない。

- (2) 以上より、被告会社は、別紙計算書記載のとおり、弁済期である平成23年12月31日までの間に合計36万円を、弁済期の後に合計60万円を弁済していることが認められる。

なお、第1貸付は金銭消費貸借契約公正証書（乙1）に基づくものであり、同公正証書において遅延損害金の定めもなされているが、原告は、弁済期の後に支払われた合計60万円についても、自らこれを元金に充当して、その残額を請求しているところ、上記60万円については、被告らが認める民法所定の年5分の割合による遅延損害金の限度で遅延損害金から先に充当することとし、別紙計算書記載のとおり、平成24年4月16日の時点において、残元金4万4676円が残存していることが認められる。

- (3) よって、第1貸付については、被告らは、原告に対し、連帯して4万4676円及びこれに対する平成24年4月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務を負うものと認められる。

2 第2貸付についての被告^{Y2}の連帯保証の成否について

- (1) 第2貸付の借用書（甲4）には、連帯保証人として被告^{Y1}の署名押印はなされているが、被告^{Y2}の署名押印はなく、他に、被告^{Y2}が、原告との間で第2貸付について連帯保証したことを認めるに足る証拠はない。

- (2) よって、第2貸付については、被告会社及び被告^{Y1}は、原告に対し、連帯して130万円及びこれに対する弁済期の翌日である平成24年1月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務を負うものと認められる。

3 結論

以上によれば、原告の請求のうち、第1貸付については前記1記載の限

度で、第2貸付については前記2記載の限度で、それぞれ理由があるから認容し、その余は理由がないことから棄却することとし、主文のとおり判決する。

山口地方裁判所周南支部

裁判官 久 末 裕 子

これは正本である。

平成25年5月22日

山口地方裁判所周南支部

裁判所書記官 下 郷 裕

